

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者候補者の選定について

付議の要旨

平成32(2020)年4月からの世田谷区立障害者福祉施設(駒沢生活実習所ほか9施設)の指定管理者候補者について、下記のとおり選定する。

1. 主旨

世田谷区立障害者福祉施設(駒沢生活実習所ほか9施設)の指定期間が平成32(2020)年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立障害者福祉施設条例(以下「条例」という。)に基づき、平成32(2020)年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者制度を適用する施設

No	施設名等	実施事業
1	世田谷区立駒沢生活実習所 所在地：世田谷区弦巻二丁目1番5号	生活介護
2	世田谷区立桜上水福祉園 所在地：世田谷区桜上水二丁目13番16号	生活介護
3	世田谷区立奥沢福祉園 所在地：世田谷区奥沢六丁目29番2号	生活介護
4	世田谷区立九品仏生活実習所 所在地：世田谷区奥沢七丁目39番13号	生活介護
	世田谷区立九品仏生活実習所・中町分場 所在地：世田谷区中町二丁目25番17号	生活介護
5	世田谷区立千歳台福祉園 所在地：世田谷区千歳台三丁目31番9号	生活介護
6	世田谷区立給田福祉園 所在地：世田谷区給田五丁目2番7号	生活介護
7	世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ 所在地：世田谷区船橋五丁目33番1号	就労移行支援 就労定着支援
8	世田谷区立下馬福祉工房 所在地：世田谷区下馬二丁目20番14号	就労継続支援B型
9	世田谷区立玉川福祉作業所 所在地：世田谷区玉川一丁目7番2号	就労移行支援 就労継続支援B型 就労定着支援
	世田谷区立玉川福祉作業所・等々力分場 所在地：世田谷区等々力二丁目13番4号	就労継続支援B型 就労定着支援
10	世田谷区立砧工房 所在地：世田谷区砧四丁目32番14号	就労移行支援 就労継続支援B型 就労定着支援
	世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム 所在地：世田谷区喜多見七丁目3番1号	就労移行支援 就労定着支援

3. 指定管理者制度適用の理由、効果

世田谷区立駒沢生活実習所ほか9施設では、障害者の自立を促進するため、利用者のニーズや障害特性を把握しながら、運営事業者の創意工夫や柔軟な発想により、利用ニーズにあった迅速な対応やサービスの向上が期待できるなど、指定管理者制度の効果を活かした運営を行っていることから、引き続き指定管理者制度を適用する。

4. 指定期間

5年間（平成32(2020)年4月1日～平成37(2025)年3月31日）

5. 審査体制

(1) 選定委員会の設置

世田谷区立障害者福祉施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る中間評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。構成は、以下のとおり、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする。「 」は委員長

氏名	役職・所属等
石渡 和美	東洋英和女学院大学人間科学部人間福祉学科教授
佐藤 繭美	法政大学現代福祉学部教授
岩部 啓子	知的障害者相談員経験者
三井 美和子	身体障害者相談員
樋口 美津子	社会福祉法人嬉泉めばえ学園園長
松本 公平	世田谷区障害福祉担当部長
和田 康子	世田谷区烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課長

6. 現在の指定管理の状況等

(1) 指定期間と指定管理者

5年間（平成27(2015)年4月1日～平成32(2020)年3月31日）

No	指定管理者	施設名
1	社会福祉法人武蔵野会	駒沢生活実習所 九品仏生活実習所・同中町分場
2	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	桜上水福祉園 奥沢福祉園 給田福祉園 障害者就労支援センターすきっぷ 砧工房・ 同分場キタミ・クリーンファーム

3	社会福祉法人せたがや櫨の木会	千歳台福祉園 下馬福祉工房
4	社会福祉法人大三島育徳会	玉川福祉作業所・同等々力分場

(2) 現在の指定管理者に関する選定委員会による評価

選定委員会による現指定管理者の評価を実施した。(別紙参照)

選定委員会では、モニタリングの評価結果に加えて、現指定期間中に実施した第三者評価結果、利用者アンケートの結果なども踏まえ、全施設において運営状況が「良好」であるという評価を得られた。

7. 指定管理者候補者の選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会における審議結果等をふまえ、公募によらず、適格性の審査にて指定管理者候補者を選定する。

候補者名(前項6(1)のとおり)

- ・社会福祉法人武蔵野会
- ・社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
- ・社会福祉法人せたがや櫨の木会
- ・社会福祉法人大三島育徳会

非公募理由

「指定管理者制度運用に係る指針」第6の1の「特別の事情(1)施設の管理運営にあたり指定管理者の変更により利用者に混乱が生じると想定されるなど利用者の処遇の安定性や信頼関係の継続が特に必要な場合」に該当する。障害者施設では、職員と利用者・家族の信頼関係が大変重要であり、新たな指定管理者の選定にあたっては、変更による利用者の混乱を避けるため、これまでの実績を十分に考慮する必要がある。

各施設では、職員と利用者・家族との良好な関係の下で、個々の利用者の障害特性に配慮したきめ細かな支援と安定した運営がなされている。また、地域との積極的な交流による障害理解の促進にも取り組んでいる。

「生活介護」を実施している施設では、障害特性に応じた柔軟な職員配置、研修や学習会を通じた職員育成による支援の質の向上、「就労移行支援」等の就労支援施設では、企業等への就職に向けたきめ細かな支援と就職後の定着支援、自主生産品のブランド化やコンビニでの販路拡大等による工賃向上の取組みを行っている。

これらの点から継続して管理・運営を行うことにより、きめ細かで安定したサービス提供が期待できる旨の評価が選定委員会においてなされた。

(2) 選定基準

条例第14条第3項で定める以下の基準に基づく。

障害福祉サービスに係る事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

施設の効用を最大限に発揮させることができること。

施設の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

(3) 評価項目

「支援方針」や「作業活動」など、「生活介護」を実施している施設には30項目、「就労移行支援等就労支援」を実施している施設には31項目を審査項目とし、そのうち「事業運営に関する今後の考え方」「個人情報保護」等10項目を重点項目に設定し、事業計画書等の提出を求め評価を行う。

8. 今後のスケジュール(予定)

平成31(2019)年	2月	福祉保健常任委員会報告(選定方法)
	4月	現指定管理者向け説明会
	6月~	審査期間
	9月	福祉保健常任委員会報告(選定結果)
		第3回区議会定例会(指定管理者、指定期間等の提案)
平成32(2020)年	4月	次期指定管理者による管理開始